

船舶事故調査報告書

令和8年4月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和7年9月14日 12時55分頃
発生場所	三重県紀北町島勝漁港北方沖 島勝灯台から真方位069°560m付近 (概位 北緯34°07.1' 東経136°17.8')
事故の概要	瀬渡船信栄丸は、北東進中、また、プレジャーボート第七マルキは、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和7年9月24日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 瀬渡船 信栄丸、4.6トン ME3-61874（漁船登録番号）、個人所有 第243-28990号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 第七マルキ、0.9トン ME3-67396（漁船登録番号）、個人所有 第243-42739号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型・特殊・特定 B 船長、二級小型
負傷者	A なし B 軽傷 3人（船長B及び同乗者2人）
損傷	A 船首部及び左舷船首部の外板に擦過傷 B 右舷船尾部外板に割損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客を迎えに行く目的で、船長Aが操舵室中央の操縦席に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、島勝漁港を出航し、紀北町天満小島付近に向かった。 船長Aは、島勝漁港北側の防波堤を通過した際、周囲を見回したところ、船舶を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる船舶はないと思い、本船を右転させて船首を北東方に向け、約7ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で操船した。 船長Aは、右舷船首方の紀北町和具の浜海水浴場を見たとき、ふだん人気がない閉鎖された海水浴場に人影を認め、その行動が気になって同人影に意識を向けながら、同じ針路及び速力を保持していたところ、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 船長Aは、船長B及びB船の同乗者2人（以下「同乗者B ₁ 」及び「同乗者B ₂ 」という。）が負傷していることを知り、携帯電話で知人

	<p>であるB船の船舶所有者に救助を依頼した。</p> <p>船長Aは、B船の船舶所有者が乗船した小型船舶が来援したので、A船を操船して、釣り客を迎えに行った後、島勝漁港に戻って118番通報した。</p> <p>B船（レンタルボート）は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者B₁及び同乗者B₂ほか1人を乗せ、島勝漁港北西方沖において乗船者4人が釣りを行った後、釣り場を移動することとして紀北町和具島周辺の釣り場に向かった。</p> <p>船長Bは、魚群探知機を作動させ、船尾部の右舷側に腰を掛けて船外機のハンドルを握って操船し、他の3人はそれぞれ持ち込んだ椅子等に船尾側から同乗者B₁、同乗者B₂及びもう1人の同乗者が順に腰を掛けていた。</p> <p>船長Bは、B船の南南東進中、周囲を見回して船舶を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、操船を続けた。</p> <p>船長Bは、和具の浜海水浴場沖でB船を約3.5knに減速させ、左転させて船首を東方に向け、和具島周辺及び魚群探知機の画面の水深を見て、釣り場を探すことに意識を向けた。</p> <p>同乗者B₁は、立ち上がって後方を振り向いた際、B船後方約10mに接近したA船を認めて叫び声を上げた直後、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長B、同乗者B₁及び同乗者B₂は、衝撃を受けて転倒し、船長Bは意識を失った。</p> <p>B船は、同乗者B₁が船外機を止め、B船の船舶所有者が手配した小型船舶によって島勝漁港にえい航された。</p> <p>船長B、同乗者B₁及び同乗者B₂は、救急車によって三重県尾鷲市の病院に運ばれ、意識が戻った船長Bが脳震盪、同乗者B₁が左腕打撲及び同乗者B₂が背中打撲とそれぞれ診断された。</p> <p>船長Bは、その後、地元の医療機関を受診し、外傷性頸部症候群及び右肩関節捻挫並びに末梢神経障害と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>分析</p>	<p>(1) 船長Aは、前路に航行の支障となる船舶はいないと思いつつ、右舷船首方の海水浴場の人影に意識を向け、同方向に視線を向けていたことから、左舷方から接近するB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>(2) 船長Bは、釣り場を探すために、和具島周辺や魚群探知機の水深に視線を向けていたことから、船尾方から接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>(3) (1)及び(2)から、A船が北東進中、B船が東進中、両船が衝突したのと考えられる。</p>

原因	<p>本事故は、A船が北東進中、B船が東進中、船長Aが、右舷船首方の海水浴場の人影に意識を向け、同方向に視線を向けて、左舷方の見張りを適切に行っていなかったため、また、船長Bが、釣り場を探すために、和具島周辺や魚群探知機の水深に視線を向けて、船尾方の見張りを適切に行っていなかったため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、海水浴場及び釣り場等の特定の場所に意識を向けることなく、常時適切に周囲の見張りを行うこと。 ・ 船長は、船舶事故が発生した場合、速やかに118番通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

